

文教厚生常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。  
令和3年3月4日(木)午前 9時58分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員 長	平原志保君	副委員 長	鈴木てるみ君
委員	山田龍治君	委員	仮屋国治君
委員	新橋実君	委員	下深迫孝二君
委員	宮内博君		

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

委員 植山利博君

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

議員 宮田竜二君 議員 池田守君

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

保健福祉部長	西田正志君	保健福祉部特任次長兼医療センター整備対策監	林康治君
保健福祉部参事兼子育て支援課長	砂田良一君	保健福祉政策課長	川畑信司君
長寿・障害福祉課長	堀之内幸一君	保険年金課長	末原トシ子君
健康増進課長兼子ども発達サポートセンター所長	小松弘明君	すこやか保健センター所長	島木真利子君
保健福祉政策課主幹	野村譲次君	保険年金課主幹	末増あおい君
健康増進課主幹	吉村さつき君	すこやか保健センター副所長	重留真美君
子育て支援課子ども・子育てG長	出口幹広君	長寿・障害福祉課介護保険G長	唐鎌賢一郎君
長寿・障害福祉課介護保険Gサブリーダー	有馬要子君	子育て支援課子ども・子育てGサブリーダー	松下孝史君
健康増進課健康づくり推進G主査	東郷和枝君	子育て支援課子ども・子育てG主査	吉村祐樹君
税務課長	浮邊文弘君	収納課長	萩元隆彦君
税務課市民税G長	秋丸健一郎君		

6 本委員会に出席した陳述人は次のとおりである。

なし

7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 水迫由貴君

8 本委員会の事件は次のとおりである。

議案第 1号：霧島市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第 3号：霧島市介護保険条例の一部改正について

議案第 7号：霧島市子ども館の設置及び管理に関する条例の制定について

議案第 9号：霧島市自殺対策計画について

陳情第 7号(令和2年)：霧島市の国保税引き下げを求める陳情書

9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開議 午前 9時58分」

○委員長(平原志保君)

ただいまから、文教厚生常任委員会を開会します。本日は、去る2月22日に本委員会に付託されました議案4件及び継続審査となっております陳情1件の審査を行います。本日の会議は、お手元に配付しました会次第に基づき、進めてまいります。それでは審査に入ります。

△ 議案第3号 霧島市介護保険条例の一部改正について

○委員長(平原志保君)

まず、議案第3号、霧島市介護保険条例の一部改正について審査します。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（西田正志君）

議案第3号、霧島市介護保険条例の一部改正について御説明いたします。今回の改正は、令和3年度から令和5年度までの介護保険料を定め、また令和2年度税制改正が及ぼす介護保険料や保険給付の負担水準等への影響を緩和する措置を講じるため等、本条例の所要の改正をしようとするものです。詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○長寿・障害福祉課長（堀之内幸一君）

議案第3号、霧島市介護保険条例の一部改正について、説明いたします。新旧対照表は、7ページから9ページになります。改正内容については、令和3年度から令和5年度介護保険料設定にあたり、基準となる第5段階を月額6,150円、年額73,800円とし、それぞれ所得段階ごとに基準額に調整率を乗じて得た額に改定するものです。また、平成27年4月から一部実施、令和2年度4月から拡大して実施している低所得者の保険料軽減について、引続き実施することとしており、軽減後の調整率は、令和2年度と同様、第1段階が調整率0.3、第2段階が調整率0.5、第3段階が調整率0.7とし、介護保険料の改定に伴い軽減後の保険料年額を改定するものです。あわせて、令和2年度の税制改正により介護保険料や保険給付の負担水準等に関して意図せざる影響や不利益が生じないように、所要の改正を行うものであります。なお、施行期日については、令和3年4月1日となっています。ほか、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律等の施行により所要の改正を行い、施行期日については、公布の日からとなっています。なお、介護保険料の改定については、保険料基準額の算出及び段階別保険料額（7期計画と8期計画の比較）の内容の資料を、別紙でお配りしています。以上で、議案第3号、霧島市介護保険条例の一部改正についての説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（平原志保君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

第8期事業に4月から入っていくということで、今回、保険料の引上げを行おうとしているわけですね。それで、制度そのものがかなり変化をしているんです。介護保険制度。第7期事業では、要支援の方々が地域総合支援事業に移行するというようなことがあったんですけども、今回8期事業に移行するにあたって、その制度的な部分はどうなっているのかという特徴的なものをちょっと御紹介してもらえませんか。

○長寿・障害福祉課介護保険G長（唐鎌賢一郎君）

第8期計画におきまして、保険料の改定を行っているところですけども、まず国の制度としましては介護報酬改定のほうが行われております。これは率にして0.7%改定されております。内容につきましては、5点ほど項目として挙げますと、1点目が感染症や災害への対応力の強化、2点目が地域包括ケアシステムの推進、3点目が自立支援重度化防止の取組の推進、4点目が介護人材の確保、介護現場の革新、5点目が制度の安定性、持続可能性の確保というところで介護報酬のほうの改正も行われたところでございます。

○委員（宮内 博君）

それが事業を推計するに当たって、かなり第7期事業と比べて大きく変わったことによって、推計が非常に困難だというような部分というのはそう多くはないというふうに理解していいですか。

○長寿・障害福祉課介護保険G長（唐鎌賢一郎君）

改定のほうが0.7%上がったということなんですけれども、給付費のほうも、どの事業というわけではなくて、全体的に、0.7%勘案してその分給付費が上昇した部分はあります。

○委員（宮内 博君）

第8期事業の中では、いわゆる要支援1・2の方が、介護度が重くなって要介護状態になったときに、その方が希望すれば地域支援事業へそのまま継続をして、事業を引き継ぐことができるというようなことが一つ大きな改定の中に含まれているというふうに思うんですけども、国のほうでは要介護状態になった方も地域支援事業で活用できるような、そういう方策を探っているというようなことが指摘をされておりまして、今回の動きというのはそのための一つの布石ではないかというふうに言われているんですけども、要介護状態の方々までその総合支援事業に移行するということまでにはならなかったんですよね。それが食い止められたという点ではまた随分違ったのかなというふうには思いますが、ただ申し上げましたように、要支援1・2の方の介護状態になったときに希望すれば、その地域支援事業のまま継続できるということが一つは新たに出てきてるわけですけど、そういう事例というのは、3年間でどれぐらい事例として出てくるという想定がなされているんでしょうか。

○長寿・障害福祉課介護保険G長（唐鎌賢一郎君）

今、委員がおっしゃったように、介護度の出ている、要支援1・2でない方が、総合事業をそちらに移行するというのも当然考えられるんですけども、人数がどのくらいなのかとか、そういったところは、今の時点ではちょっと想定してないところで、その分が総合事業に移行する分、給付費が下がるという話になると思うんですけども、そこら辺は勘案して、ちょっと給付費の推移は見込んでないところです。

○委員（宮内 博君）

見込んでないということですけども、ケースとしては当然、そういう措置ができるということになったわけですので、申請があった場合にはそれはそう対応せざるを得ないということにはなるかと思うんですね。なぜそのことを申し上げるかという、第7期事業では、要支援1・2の方たちが総合支援事業に移されたというのがあって、現場でも大変混乱をしたのではないのかなというふうには思うんですよね。それはその決算の結果の中にも現れていて、5億円の給付費の不用額が出てきていると。そしてその中の地域密着型のサービスだけで約2億円ですね。それから、居宅介護サービスで2億3,000万円。これだったら4億3,000万円も不用額が出てきているというのは、相当現場でも推計が当初の段階で困難だったのではないのかなというのがあると思うんですよね。それで、同じようなことが繰り返されて、結局その推計値を基にして保険料が決まるわけですので、そのところその保険料をどういうふうに早い段階で、より正確につかんで決めていくのかというのが、第7期事業の一つの大きな教訓ではなかったのかなというふうに思うんです。今回、保険料の引上げがされておりまして、そのところの部分が、どんなふうに整理されて引き上げるということになったのかということをお聞きをしたいわけですけど、結果的に基金とそれから単年度収支で約8億円のお金があるわけですよね。そういう状況下であるわけですので、そのところちょっと説明をしてもらえませんか。

○長寿・障害福祉課長課長（堀之内幸一君）

7期計画における保険給付費の実績です。平成30年度、令和元年度の実績、それから2年度は見込みということで、約3億500万円ほどの増という形で試算をいたしまして、加えまして、第1号被保険者の推移として、年々500名程度の増が見込まれるという推移できていますので、そういったところから、令和3年度から5年度における給付費という形で試算をしたところでございます。

○委員（宮内 博君）

いや、私が言ったのは、第7期事業のそういうそのまた同じような多額の不用額が生じるようなことになるといけませんので、そのところはどんなふうに検証されたのかなということをお聞きしているんです。

○長寿・障害福祉課介護保険G長（唐鎌賢一郎君）

7期計画においては、確かに計画と実績の数字の乖離が委員がおっしゃるとおりあったんですけども、8期計画において、3年間の給付費の見込みを、令和2年度ですね、その実績をまだ決算は

来てないんですけど、ちゃんと決算見込みを基に伸び率等をまず勘案しまして、あとは、認定者数の伸びとか、高齢者数の伸びとか、そういったので3年間の推移を見込んでいるところであります。計画値におきましては、あくまでも見込みというところではあるんですけども、より実績に近い形で、7期の教訓というところを考えて、第8期計画の給付費の推移はそういうところも考えて見込んでおります。

○委員（宮内 博君）

令和元年度の決算はそういう形で、かなりの不用額が出たということですけど、同じ第7期事業の最終年度が令和2年度ということになるわけです。大体、その5月にならないと全体がこの決算の形で出てくるとするのは難しいかなというふうに思うんですけど、大体の予測は出ているんですか。それだけの多額の不用額が出るようなことはないというようなことで理解していいのかですね。そして、その基金残高等は、出納閉鎖時でどれぐらいになろうとしているのかというようなところはどうか。

○長寿・障害福祉課介護保険G長（唐鎌賢一郎君）

令和2年度の給付費の決算見込みを申し上げますと、今の時点で、当初予算が総額で108億9,373万3,000円に対して、決算見込みとしましては、102億2,000万円ぐらいを見込んでおまして、やはり不用額のほうが6億8,000万円ぐらい出ると見込んでおります。基金残高におきましては、今現在が6億2,029万5,735円なんですけれども、出納閉鎖の5月に積立てと取崩しを行いまして、5月末残高の見込みとしましては、6億7,724万9,974円を見込んでいるところでございます。

○委員（宮内 博君）

ちょっといいですか。前年度の決算で大体8億円、単年度収支で2億7,000万円の黒字ですね。そしてその基金残高で5億8,000万円ということで、8億円を軽く超えているわけですけど、今の数字をお聴きをしますと、13億円。基金残高と単年度収支で。そういうことなんですか。

○長寿・障害福祉課介護保険G長（唐鎌賢一郎君）

基金残高につきましては、令和元年度末が5億7,915万1,507円なんですけれども、今委員がおっしゃった、剰余金が2億円ぐらいということで、実際、5月にその積立てを2億4,600万円、約2億4,700万円積立てを行いまして、取崩しのほうを1億9,000万円行いますので、5月末の残高は約6億7,700万円になる見込みでございます。

○委員長（平原志保君）

休憩します。

「休憩 午前10時16分」

「再開 午前10時24分」

○委員長（平原志保君）

再開します。

○長寿・障害福祉課介護保険G長（唐鎌賢一郎君）

基金残高について申し上げます。令和2年度決算書の3月末現在については、6億2,062万2,251円を見込んでおります。その後5月に積立金、これは令和元年度の実質収支の分でありましてけれども、2億4,662万7,723円を積立てを行い、同時に取崩し額については、1億9,000万円を取り崩す予定であります。その結果、5月末の残高見込みとしましては、6億7,724万9,974円と見込んでおります。2年度の決算において、実質収支が元年度同様約2億5,000万円程度の見込みを、今の時点では見込みではありますけれども、その分につきましても、令和3年度で積立てを行いまして、基金残高としては、その分を合計しまして約8億円強となる見込みであります。

○委員（新橋 実君）

条例の附則のところの8項ですか。この新型コロナウイルス感染症は中華人民共和国からになってるんですけども、今変異ウイルスとかいろいろあるわけですけども、この辺はどうなっていますか。この辺の対策というのは。

○税務課市民税グループ長（秋丸健一郎君）

附則の改正の部分でございますが、ここが従前には、昨年の4月末に新型インフルエンザ等の改正一括法（新型インフルエンザ等対策特別措置法）が成立しまして、この中の附則第1条の2第1項におきまして、この新型コロナウイルス感染症とはこういうものだという定義がなされました。それを受けまして、私どもの条例においても、条項を引用する形でこの介護保険、国保等々を定めてまいりました。ところが、2月あたりの再度の再改正、国における再改正によりまして、この定義している附則自体が削除をされたということです。そのために、この新型コロナウイルス感染症とはこういうものであるというものを、条例において定めなければならなくなりました。このこの表記記載につきましては、従前の国の附則の表現をそのまま利用しております。

○委員（新橋 実君）

従前のそれを利用してるわけですけども、今現在いろんなウイルスがありますよね。それから、ヨーロッパやいろんなところから来るという。そういったやつはもうこれには該当しないということなんですか。

○税務課市民税グループ長（秋丸健一郎君）

おっしゃるとおりです[同ページに訂正発言あり]。

○委員長（平原志保君）

ほかにないですか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、ほかにないようなので、以上で議案第3号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時29分」

「再開 午前10時30分」

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○税務課市民税グループ長（秋丸健一郎君）

済みません。先ほどの答弁、訂正を一部いたします。この新型コロナウイルス感染症のいわゆる変異種と呼ばれるもの、英国産等々言われておりますが、これは今回のこの中には含まれます。訂正いたします。

○副委員長（鈴木てるみ君）

委員長交代します。

○委員長（平原志保君）

済みません。今、変異種というふうな言葉で言われたんですけど、今、変異株という名前のほうに統一というふうに聴いたりしているんですが、それは種のほうでよろしいのでしょうか。種となると本当に種別変わってくるので。今、アフリカとかヨーロッパとかいうふうに変更されてるものは株というふうに言うのが一般的だということをちょっと聴いたものですので、その辺はどうなんでしょうか。

○税務課市民税グループ長（秋丸健一郎君）

当初、この英国からの少し従前のものと違うものを変異種というふうには報道されていたと思います。その後、1月末ぐらいに日本感染症学会におきまして、この種という表現が適切ではないのではないかということで、変異株と表記をするべきだというようなことが示されておりますので、呼称としては今は変異株というのが適切であると思います。

○副委員長（鈴木てるみ君）

では、委員長返します。

○委員長（平原志保君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時32分」

「再開 午前10時34分」

#### △ 議案第7号 霧島市こども館の設置及び管理に関する条例の制定について

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。次に、議案第7号、霧島市こども館の設置及び管理に関する条例の制定について審査します。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（西田正志君）

議案第7号、霧島市こども館の設置及び管理に関する条例の制定について、説明いたします。子育て環境の充実等を図るとともに、遊びの体験を通じた幼児期における基礎体力の向上並びに子供の発想力及び想像力の育成による健全な成長を図るため、天候等にかかわらず利用することができる霧島市こども館を現霧島市国分ハイテク展望台に設置し、令和3年7月を目途に供用を開始することに伴い、新たに本条例を制定しようとするものです。詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○保健福祉部参事兼子育て支援課長（砂田良一君）

議案第7号、霧島市こども館の設置及び管理に関する条例の制定について、説明いたします。議案の11ページを御覧ください。第1条では、こども館の設置目的について、第2条では、こども館の設置位置について、第3条では、こども館の開館時間及び休館日について、それぞれ規定しています。第4条では、こども館を使用することができる者について、第5条では、こども館における禁止行為について、第6条では、こども館の使用料について、それぞれ規定しています。第7条では、いわゆる指定管理者によるこども館の管理について、第8条では、こども館において指定管理者が行う業務内容について、それぞれ規定しています。第9条では、施設等の損傷があった際の原状回復義務について、第10条では、本条例の施行に関し必要な事項の規則への委任について、それぞれ規定しています。附則では、本条例の施行期日を令和3年7月1日とすること、及び、本条例の施行に伴い、霧島市国分ハイテク展望台の設置及び管理に関する条例を廃止することについて、それぞれ規定しています。以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（平原志保君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（山田龍治君）

条例の第4条の2号と3号はどのような対象者なのか。それを御説明いただきたいと思います。

○保健福祉部参事兼子育て支援課長（砂田良一君）

第4条第2号については、第1号に掲げる者の保護者ということで両親と考えております。その他の関係者というところは、当然御家族の方ということで、おじいちゃんであったりおばあちゃんであったり兄弟の方ということ指しております。それから、第3号のその他市長が適当と認める者ということにつきましては、3階に展望スペース等もございますので、3階の展望スペース等を使う場合にこの方々以外の方もみえますので、そういったことに対応したいというふうに考えております。

○委員（山田龍治君）

展望所の利用者はということは、一般の方々も利用できるということよろしいのでしょうか。

○保健福祉部参事兼子育て支援課長（砂田良一君）

はい。そのような利用の形態になるかというふうに思っております。

○委員（山田龍治君）

小学生の方々、この方々はこの室内の利用は可能なのか。それとも未就学児のみなのか、そこを

御説明いただきたいと思います。

○保健福祉部参事兼子育て支援課長（砂田良一君）

今回のこども館の利用者については、第4条第1号のほうで、乳幼児及び小学校修了前の児童ということで、小学生までを対象としますということにしております。といいますのが今回、屋内屋外それぞれの遊具を設置いたします。屋外遊具につきましては、小学生も対応できるものということで、今回、小学生までということにしたところです。ただし、屋内の遊具につきましては、対象年齢を未就学児を対象としたいということで進めております。しかしながら、小学生の低学年の方も兄弟でみえることもあるかという想定もされますので、そういったところについては、また内規のほうで、低学年の方は屋内施設を利用できるようなふうにしていきたいなというふうに考えております。

○委員（山田龍治君）

これは設置に関する設置及び管理に関する条例ということでありまして、この条例の中に、いわゆる施設の安全に関する条項というものは、ここを読んでいて少し記載がないのかなと思いましたがこの辺はどのような御検討なされたのか。

○保健福祉部参事兼子育て支援課長（砂田良一君）

施設の活用ということで有効的な活用するには、第5条のほうで行為の禁止ということで、こういった行為はしてはならないということで、利用に当たってはそういうことを定めたところでございます。

○委員（山田龍治君）

これ以外に安全運用のマニュアル等は恐らく指定管理者の方々と作っていくと思うんですけども、この辺もしっかり御検討いただいて、子供さんたちがけがをしないような、そしてけがをした後にも、しっかりとサポートができるような規定を設けていただきたいと思います。一応要望です。

○委員（新橋 実君）

先ほどの確認ですけれども、ということは遊具が入るのは、一、二階だけという理解でよろしいですか。

○保健福祉部参事兼子育て支援課長（砂田良一君）

遊具につきましては1階、2階を遊戯室ということで室内の遊具を置きます。3階の展望スペースのほうにも一部ですが、休憩所となるような、クッションで囲ったようなそういった子供が集えるスペースというのは確保したいというふうに考えております。

○委員（新橋 実君）

私も昨日ちょっと現地の確認に行ったんですけど、2階の天井を外したスペースが配管がむき出しなってるわけですけども、それにどういった遊具をちょっと置かれるかというのは今から検討されるわけでしょうけれども、余りにも高いものを置けば、子供が触ったりして配管を壊したりする可能性もあると思うんですけど、その辺の配置については、今後検討されると思うんですけども、どういうふうな考えを持たれているか。

○保健福祉部参事兼子育て支援課長（砂田良一君）

遊具の選定につきましては、先日、遊具等選定委員会のほうで、選定事業者のほうも決定いたしております。選定に当たりましてはプロポーザルを希望される事業者の方とともに現地のほうに参りまして、現状を説明し、そういった中で、危険、安全対策を十分にとった上で遊具の配置をしてくださいということをお願いしております。そういったことを踏まえ、提案があったところでございます。

○委員（宮内 博君）

7月にオープンにこぎ着けるといことなんですけども、事業開始のときの令和2年度の利用者数が、大体3万人と。そして令和3年度で6万人という、そういう計画だったわけですけども、結果的にこれはずれ込んでいるということになっているんですけども、どれぐらいの令和3年度

の利用者見込数というのを立てているのかというのをちょっとお聴かせいただけませんか。

○保健福祉部参事兼子育て支援課長（砂田良一君）

令和2年度につきましては3万人。それから令和3年度以降6万人ということで、1日当たりの利用者数から割り出しております。ということで、令和3年度におきましては、7月開館ということで、稼働期間が9か月ということになろうかと思っております。単純に大体4万5,000人ぐらいの利用者を見込んでいただいております。

○委員（宮内 博君）

全天候型ということでもありますので、それを見込んでそういう数字を立てているんだけど、かなりこども館の問題についてはこれまで議論をしてきました。それで実際に利便性の問題だとかですね。遠方にあるために、非常に利用者が見込みよりも少なくなるのではないかというようなことであるとかですね。その辺の議論があったんですけど、それは、その辺の議論を踏まえて、実際にその7月からオープンするにあたって、どのような対策をとろうというふうになっているのかお聴かせいただけませんか。

○保健福祉部参事兼子育て支援課長（砂田良一君）

これまでも今、委員御指摘の交通の利便性というような御指摘があったところがございます。我々としましては施設の利便性を上げるということを主眼に置いております。使い勝手のいい、市民の皆さんから親しまれる施設であるようにということで、市民の参画を得まして、遊具の選定委員、遊具の選定、それから事業者の選定ということで、市民意見を参考にしながら進めてまいっておりますので、まずは施設の利便性というものを高めていきたいというふうに考えております。

○委員（宮内 博君）

施設の利便性というのはそうでしょうけれども、実際に掲げた目標がですね、7月オープンで4万5,000人ということでありますが、単純に年間6万人をそういう形で割り振ったという形になるんですけど、当初から遊具等を置くと実際の面積というのは極めて狭隘なものになるというようなことなどが言われておまして、実際にその年間6万人の利用が可能なのかというようなことも今後、議論になっていくのではないのかなというふうに思いますが、そのところはだから、具体的にそれらの目標を達成するために、どのようなこの取組をやろうとしているのかということについてですね。当然、施設の関係ではそうでしょうけれども、利便性の確保という点については、実際に議論が進んでいるんでしょうか。

○保健福祉部参事兼子育て支援課長（砂田良一君）

先日、運営事業運営者のプロポーザルを行ったところなんです。そういった中で、やはり交通弱者といますか、車を持たない方もいらっしゃるというようなところで、今、委員のほうからいろいろ事業者のほうに提案がございました。その中で、やはり大きなイベント等を行った場合にどうしても車で来れない人への対応ということになると、運営事業者のほうでのバスの手配とか、そういったものを市街地へなのか、それから縄文の森のピストン輸送なのかそういったものを含めて、バスの手配といったものも含めて提案がありましたので、そういったものを活用していきたいというふうに考えております。

○委員（宮内 博君）

活用していきたいということですけど、それはそのもう事業者から、そういうバスを運行したいというような提案があったというふうに聴こえたんですけど、そのように理解してよろしいのですか。

○委員長（平原志保君）

宮内委員、そのこのほうの話はちょっと大分ずれてくるので、[「こども館の話です」との声あり]こども館の話なんですけれど、今やるのは条例の制定の話だから[「だから条例が必要なのかということ」を議論しているんです]との声あり、それは輸送の件を条例に入れなければいけないということ、入っていないからそれを入れるかどうかのことですか[「こども館の活用が本当に市民の期待



にこたえるかということを議論しているのです」との声あり], でも今, ここは制定についてなので [「だから制定するためには, それなりの当然市民の期待にこたえる条例としてこども館が設置されるかということも議論するんです。ここしか議論するところないんですよ。」との声あり][「あまりにも簡単な——中身がないんですよ」との声あり], どれだけやってきたかですよ[「あなた自身も相当言ってきましたよね」との声あり], 言ってきています。

○保健福祉部参事兼子育て支援課長(砂田良一君)

事業者からの提案書の中に, こども館と縄文の森とのバスの行き来をしながらそういった連携を図りたいという提案はございます。先ほど申し上げた, 市街地等の連携につきましては, そういった場合の対応を委員のほうから聴かれて, 事業者のほうで必要に応じてそういった対応も考えるというような返答があったところでございます。

○委員(新橋 実君)

今後, 指定管理者については, また議会のほうで私たちのほうに報告されて, どういうふうな形で決定があったというようなことを報告して, 決定事項等を連絡するという理解でいいですか。

○保健福祉部参事兼子育て支援課長(砂田良一君)

今回については, 運営業務を委託するというので, 指定管理者制度の導入というのは, 今回はしないということでございます。

○委員長(平原志保君)

休憩します。

「休憩 午前10時52分」

「再開 午前10時53分」

○委員長(平原志保君)

再開します。

○委員(新橋 実君)

私も昨日, 先ほど言いましたように現地を見ただけですけども, あそこは駐車場が結構あるわけです。駐車場が非常にいろんな業者の方が, あそこは近くに工場もあつたりして, いろんなところへ止まっているわけですけども, いろんな車も止まっています。工場用の車が止まったり大型の車が止まったり, そういったのは排除されるのか。もうまるっきりそのこども館だけの利用にするのかその辺のことはどうなるのですか。

○保健福祉部参事兼子育て支援課長(砂田良一君)

今現在はハイテク展望台の駐車場ということで整備がされているところですが, 委員御指摘のように, いろんな流通業者のトラック等も止まっているようでございます。そういったことを受けまして, 先月, 県の協会等を通じて, 利用の自粛をお願いしたいということで通知を差し上げたところでございます。したがって, 今後はこども館の専用駐車場というようなことで使用していきたいというふうに考えております。

○委員(新橋 実君)

看板等だけで対応するというような形, 看板等だけで対応する形になるわけですかね。もうこども館の利用という, もうしっかりと決めて, ほかの車は絶対入れないというような形になるのか。それとも結局眺望もいいからですよ, もういろんな方がこども館の用だけではなくて, 先ほど言われましたけど, 展望台に登らずにあそこは眺望がいいですよ, するといろんな形で公園を散歩されたりという方たちも結構いらっしゃると思うんです。だから, そういったときもやはりあそこを利用されると思うんですけども, その辺についてはどうなのですか。

○保健福祉部参事兼子育て支援課長(砂田良一君)

まず, 大型車の件ですけども, 看板の周知は当然したいというふうに考えております。先月行った要請については, 一応通知文で行っております。そういうことで, 協会のほうから各事業者のほうに通知していただくような, 文書をお渡ししたところでございます。それと駐車場の利用につ

きましては、当然展望並びにあそこの芝生広場で過ごされる方もいらっしゃると思いますけれども、そういった方の利用は拒むものでないというふうに考えております。

○委員（新橋 実君）

あと、この使い勝手の問題、結局、使う人が多ければ、子供たちの利用が多ければ、結局時間を決めて予約をとるような話もされていましたが、その辺についての、これには書いていないわけですが、その辺も指定管理者というかその運営業者のほうが対応されるという理解でよろしいですか。

○保健福祉部参事兼子育て支援課長（砂田良一君）

運営事業者のプロポーザルの中でそういったことの御指摘がありまして、運営事業者のほうでは、ホームページ等を使いまして、逐次、館内の利用状況をお知らせするというので、今現在空いているとかちょっと多いですよという案内をリアルタイムで更新していくということで、利用者の利便性を上げるというようなことの提案があったところでございます。

○委員（新橋 実君）

これは何でするんですか。広報です。広報活動をどんな形でされるのかですね。なかなか市民の方に本当に伝わっていくのか。こども館の利用について、ぱっと見れるような形がわかれば一番いいんですけども、その辺についてはどうなのですか。

○子育て支援課子ども・子育てG長（出口幹広君）

運営事業者のほうから提案があった事項としては、まずはホームページ、あとはSNS、そういったものを活用した混雑状況の周知も行いたいという、そのような形での提案がございました。例えばスマートフォンなどで運営事業者のほうであらかじめ用意しているホームページのほうにアクセスすることで、容易に今の状況が確認できるという、そういった仕組みをつくりたいということで、そういった御提案がございました。

○委員（新橋 実君）

市民のお子さんを持っていらっしゃる方が分かるような形で、せっかく作るわけですから、リアルタイムで、課長も言われてましたけれども、しっかりその辺も対応するようにですね。それだけではなかなか対応できないと思います。だから、分かるような形で対応できるように、これはもう要望してきますので、よろしくをお願いします。

○委員（下深迫孝二君）

いよいよ7月からオープンということでございます。一般の人たちも、あそこにトイレがあるので、上野原のほうもトイレがあんまりないんですよ。あそこに公衆トイレが今までも作ってあったので、一般の人にやはり使えるようにしていただいて、そしてまたトラック等については、当然、あそこへ止めてもらってはいけないわけですので、していただくと。さっき今そのような回答もされたようですが、それで後はまた逐次、運営業者と様子を見ながら決めていかないと、ここで立派なことをいっぱい決めてみても、全くかみ合わないという点もあるわけですから、そこら辺はオープンして、ひと月に1回ぐらいずつは逐次、もうやはりその調整をしながらやっていただくということを要望しておきたいんですが、どうでしょう。

○保健福祉部参事兼子育て支援課長（砂田良一君）

その件につきましては、公募要領、実施要領の中で、運営に関する検討委員会というのを開館後、定例で開いて、運営事業者並びに行政との関係機関で集まって協議をしていくということ、必須条件というふうにしておりますので、それについては連携して進めてまいりたいというふうに思います。

○委員（新橋 実君）

あと、第9条の原状回復義務ということで、使用する者は損傷した場合は、自分で賠償しなさいとなってるわけですが、これはどの辺までを、全てもうとにかく壊したものは、実際その子供さんが壊したものの全部自分で現状回復しなさいか新しいものに交換しなさいというふうに聴こえる

んですけど、どの辺までを言うのか。現状回復、その辺はどうなんですか。

○保健福祉部参事兼子育て支援課長（砂田良一君）

施設については損害保険のほうに加入するようにしております。ということで、故意によらない事故とそれからそういったものを壊したとか、そういう時についてはそういった保険が適用されるものと考えております。しかしながら、故意に物を取ったりとか、そういったものについては、この条文を適用したいというふうに考えております。

○委員（仮屋国治君）

先ほど業務委託ということで説明があったわけですが、指定管理者の条項を設けながら、業務委託になった理由は何ですか。それと、指定管理者と業務委託の業務の範疇の違いを確認させてください。

○保健福祉部参事兼子育て支援課長（砂田良一君）

現時点において具体的に指定管理者制度を導入するという予定ではございませんけれども、他の公共施設と同様に、今後、指定管理者制度というものも検討する必要があるかというふうに考えております。そういったことであらかじめ今回、指定管理者制度についての条文も入れたところでございます。それと指定管理者制度ということでございますけれども、今回、運營業務のほうを委託しますが、施設の維持管理については、市のほうで直営で行います。維持管理部分まで含めて、事業者のほうにお願いするものが、指定管理者制度であろうかというふうに考えております。第8条のほうに、指定管理者が行う業務ということで掲げておりますが、こども館の管理及び運営に関する業務、こども館における各種事業の計画及び実施に関する業務、その他ということで掲げております。ということで、今回の業務委託は、運営、施設の維持管理は市のほうで行うということで、そこを含めて、指定管理者制度のほうにお願いするのが指定管理者制度ということになるかというふうに考えております。

○委員（仮屋国治君）

そのような内容だったのかなあと、うろ覚えですけども。ということは、維持管理は市の職員が行くということで、何名、市の職員をここに配置する予定でしたか。

○保健福祉部参事兼子育て支援課長（砂田良一君）

施設の維持管理につきましては、当然場内の管理、清掃等もございまして、そういったものについては、委託のほうで実施しようということで、予算に計上しているところでございます。またそのほかに、いろんな保守点検、それから業務委託等もございまして全て委託等を活用しながらやっていきたいというふうに考えております。

○委員（宮内 博君）

先ほどの交通弱者への対応の関係ですけど、課長のほうからその事業者からは、提案書にバスの運行を提案したいというようなことがあって、その方向で検討していきたいというふうに私は聴こえたんですけど、それは当然、市のほうでそれなりの委託料も含めた検討をするという理解でよろしいんですか。

○保健福祉部参事兼子育て支援課長（砂田良一君）

先ほどのお答えで、委員のほうからそういった繁忙期といいますか、人が多いときの対応はということで、事業者のほうからはバスの提案もできるというようなことがプレゼンの中で話がありました。今後、実施するかしないかについてはですね、また今後、運營業業者のほうと協議が必要ということになるかと思えます。

○委員（宮内 博君）

いや、当然予算が伴うということになってくるわけですので、市のほうの対応いかんだというふうに思うんですけども、その辺がどの程度まで詰められて議論をされているのかということを確認をしたかったわけです。

○保健福祉部参事兼子育て支援課長（砂田良一君）

現在の業務委託の中には、バスの運行についての費用は含んでおりませんので、当然にもしそういう市民の方からの要望が強くて、事業者のほうもバスをという話になれば、経費として今後また検討していいかなければならないというふうに考えております。

○副委員長（鈴木てるみ君）

業務委託についてお尋ねいたします。ホームページでは運營業務優先交渉権者エルグテクノとなっておりますが、エルグテクノで決定ということではよろしかったですか。

○保健福祉部参事兼子育て支援課長（砂田良一君）

選定委員会のほうではあくまでも優先交渉権者ということで、1位、2位を決めていただいたところです。最終決定は市長のほうになりますので、現在、起案を取って運營業務者のほうはエルグテクノに決定したところでございます。

○副委員長（鈴木てるみ君）

ほかに何者か応募があつて、またエルグにその中で決まったという理由をお聴かせください。

○保健福祉部参事兼子育て支援課長（砂田良一君）

運営のほうの参加事業者は2者でございます。選定委員13名の中の選考で決定いたしましたので、それぞれの委員の方が点数をつけていただいて、優先交渉権者というのを決定した次第でございます。

○委員外議員（宮田竜二君）

委員外議員からお尋ねします。第3条に休館日が火曜日と決まっているんですけど、これが火曜日になった理由を教えてください。

○保健福祉部参事兼子育て支援課長（砂田良一君）

これにつきましては、公共施設等の多くが月曜日を休業日というところも多いようです。また民間の店舗等においても月曜日の休業というのが多いということから、そのような施設、店舗等で働く方々も利用しやすいようにということで、休館日を火曜日としたところでございます。

○委員外議員（宮田竜二君）

第7条に、あらかじめ市長の承認を得て、こども館を臨時休館することができるということで指定管理者ができることになるんですけども、例えば感染症がはやったとして、市長が臨時に休館しないといけないというときは、元の第3条のところ、市長が特に必要と認めるときはということで、ここをそういうふうに市長が臨時休館できるという権限があるということで、そういう認識でいいのか、教えてください。

○保健福祉部参事兼子育て支援課長（砂田良一君）

第7条については、指定管理者制度を導入した場合の規定になります。そういうことで、現在、指定管理者制度はございませんので、第3条のほうで市長の特に認めるということになるかどうかというふうに思います。

○委員長（平原志保君）

よろしいですか。ほかにないでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようなので、以上で議案第7号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時10分」

「再開 午前11時15分」

#### △ 議案第9号 霧島市自殺対策計画について

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第9号、霧島市自殺対策計画について審査を行います。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（西田正志君）

議案第9号、霧島市自殺対策計画については、平成28年3月に改正された自殺対策基本法第13条において、都道府県及び市町村に策定が義務付けられた法定計画として、本市における自殺対策を総合的に推進していくため、新たに策定するものです。なお、詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○健康増進課長兼子ども発達サポートセンター所長（小松弘明君）

霧島市自殺対策計画について、本計画の要旨及び取組などについて説明いたします。まず、最初に全体の構成について説明いたします。目次をお開き下さい。第1章から第7章までの構成となります。また、資料編として4項目について記載しています。第1章の計画策定にあたってにおいては、計画の背景、趣旨、位置付け、期間、数値目標について記載しています。次に、第2章の本市の自殺の現状においては、自殺者数・自殺死亡率の推移、性・年代別自殺者数と自殺死亡率などについて記載しています。次に、第3章の自殺対策の基本方針においては、5つの基本方針について記載しています。次に、第4章の施策の体系においては、本市における自殺対策施策の体系として、5つの基本施策と3つの重点施策を図式化し記載しています。次に、第5章の基本施策として、5つの施策について記載しています。次に、第6章の重点施策として、3つの施策について記載しています。次に、第7章の計画の推進として、推進体制、進行管理について記載しています。最後に、資料編として自殺対策基本法の抜粋や霧島市健康・生きがづくり推進協議会設置条例や設置に関する要綱、また、生きることの包括支援事業の一覧を加えることとしています。それでは、要旨及び取組等について説明いたします。1ページをお開きください。第1章には、自殺総合対策の基本理念である、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すこと、計画の数値目標として、国の自殺総合対策大綱の自殺死亡率減少の数値目標にあわせ減少させることを記載しています。1の計画策定の背景については、我が国の自殺者数が平成10年に急増し、年間3万人を超える状況が続いていたことにより、平成18年に自殺対策基本法が施行され、それまで個人的な問題とされてきた自殺が社会的な問題と認識されるようになり、社会全体で自殺対策が進められるようになりました。さらに、施行から10年目の平成28年3月には自殺対策を強化するために、自殺対策基本法が改正され、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、全ての都道府県及び市町村が地域自殺対策計画を策定することが義務化されました。2ページを御覧ください。2ページには、計画策定の趣旨及び位置づけについて記載しています。3ページをお開きください。計画の期間としては、本市の最上位計画である第二次霧島市総合計画及び健康きりしま21（第3次）の計画期間に合わせ、令和4年度までとしています。計画の数値目標としては、本市における自殺対策が最終的に目指すものは、誰も自殺に追い込まれることのない霧島市ですが、国が平成29年7月に閣議決定した自殺総合対策大綱において、自殺死亡率を2015年と比べて2026年までに30%以上減少させることを目標として定めていることから、本市も国の目標値に準じて、本計画の最終年度である2022年（令和4年度）に14.1、人数として18人、国の目標の最終年度となる2026（令和8年度）においては、自殺死亡率を11.4以下、人数として14人以下と設定しています。4ページを御覧ください。第2章、本市の自殺の現状になります。本市の、自殺の実態を把握するために、厚生労働省の地域における自殺の基礎資料や厚生労働省自殺総合対策推進センターの地域自殺実態プロフィール等の統計データに基づき、本市の自殺の現状として記載しています。自殺者数・自殺死亡率の推移としまして、平成22年の41人をピークとして減少傾向となり、近年は20人前後で推移してきていましたが、令和元年度に急増しており、県内19市の自殺者の状況では、死亡率は5番目、死亡者数では2番目となっています。次に、5ページをお開きください。5ページから6ページには、性別、年代別自殺者数と自殺死亡率についてまとめています。6ページを御覧ください。中央の性・年代別の自殺者割合の表では、全国と比較しますと、男性の50歳代、70歳代、80歳代以上が多く、その下の表の自殺死亡率では、男性の80歳以上が高くなっています。7ページをお開きください。7ページから8ページは職業別自殺者数と自殺死亡率についてまとめています。本市は、国や県と比較しま

すと被雇用者・勤め人の割合が高くなっています。また、自殺の多くは多様かつ複合的な背景を有し、様々な要因が連鎖する中で平均4つの要因を抱えていると言われていています。本市の原因・動機としては健康問題が特出しています。8ページを御覧ください。表の性別・動機別の状況・国・県比較では、左側の男性の男女問題、勤務問題、家庭問題、右側の女性では家庭問題が国や県より高くなっています。同じく8ページの中央の図の自殺の危機経路は、NPO法人ライフリンク、自殺実態1000人調査から見えてきた自殺の危機経路で、自殺の原因は一つではなく、自殺に至るまでには複数の要因が存在し、連鎖していることを表し、丸が大きいほど自殺者にその要因が抱えられていた頻度が高く、矢印の太さは要因と要因の連鎖の因果関係の強さを表しています。9ページをお開きください。同居人の有無別自殺者数についてまとめています。同居人の有無別でみると、本市も国や県と同様に同居人ありの割合が高くなっています。また、60歳以上の自殺の内訳では、男性の70歳代、80歳以上の同居人ありの割合が全国の割合より高くなっています。9ページ下から10ページには、自殺総合対策推進センターから示された、本市における自殺の特徴について記載しており、10ページを御覧ください。本市における自殺の特徴として、1位が男性60歳以上無職・同居、2位が男性49～59歳有職・同居、3位が男性40～59歳有職・独居と上位3位が男性となっています。また、下のグラフにおける全国との比較では、男性の60歳以上無職者の同居の割合が高く、死亡率では20～39歳無職者独居、40～59歳無職者独居、60歳以上無職者独居が高くなっており、女性では、60歳以上の無職者同居の割合が高く、死亡率では20～39歳無職者独居が高くなっています。11ページをお開きください。11ページから13ページにかけて基本方針を記載しています。基本方針につきましては、自殺総合対策大綱で示されている、5つの基本方針をそのまま本市の基本方針としています。まず、1、生きることの包括的な支援として推進として、自殺防止や遺族支援といった狭義の対策だけでなく、阻害要因の減少、促進要因を増加させる取組など包括的支援として推進することを挙げています。次に、2、関連施策との有機的な連携による総合的な対策の推進として精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにすることだけではなく、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などの連携を推進することを挙げています。12ページを御覧ください。3、対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動として、自殺の危険性が低い段階における啓発等の事前対応、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する危機対応、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における事後対応があり、それぞれの段階において効果的な施策を講じる必要があることを挙げています。13ページをお開きください。4、実践と啓発を両輪として推進として、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報、教育活動等に取組んでいくことを挙げています。5、関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進として国や県、他の市町村、関係機関等と市民が連携・協働し、一体となって自殺対策を推進していくことを挙げています。14ページを御覧ください。第4章、施策の体系になります。基本施策は、地域で自殺対策を推進するうえで欠くことのできない基盤的な取組で、国が全国的に実施することが望ましいとしている5項目で、事前対応、危機対応、事後対応、事前対応の更に前段階での取組のすべての段階に及び、分野的にも実践と啓発の両方を網羅する幅広い方策群となっています。重点施策は、本市における自殺のハイリスク層である高齢者とリスク要因となっている、生活困窮者、勤務・経営に焦点を絞り、取組をまとめています。行政の縦割りを超えて、それぞれの対象に関わる様々な施策を結集させることで、一体的かつ包括的な内容となっています。15ページをお開きください。第5章、基本施策になります。地域で自殺対策を推進する取組として、各課の多様な事業を生きることを支える取組と位置付け、幅広く計画に盛り込み、より包括的・全庁的に自殺対策を進めるために、各課に自殺対策と関連しうる事業について洗い出し、116事業を選定し基本施策、重点施策に振り分けました。まず、基本施策1、地域におけるネットワークの強化として、自殺対策に特化したネットワークの強化だけでなく、他の目的で地域における様々な見守りにつながる事業のネットワークと連携・協働して自殺のサインを見

逃さないよう、その仕組みを有効活用し連携を強化するとしています。主な取組事業は、ここでは地域自殺対策緊急強化事業、健康・生きがづくり推進協議会運営事業の2事業を紹介し、残りの29事業については資料編に記載しています。16ページを御覧ください。基本施策2、自殺対策を支える人材の育成として、自殺対策においては、様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対して早期の気づきが重要であることから、各種専門家からの研修等により、自殺に対する知識の向上や自殺対策に関わるゲートキーパーの育成を推進するとしています。主な取組事業は、地域自殺対策緊急強化事業の1事業を紹介し、残りの26事業については資料編に記載しています。次に、基本施策3、市民への啓発と周知として、9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間を中心に、関係機関と連携を図りつつ危機に陥りそうなときには、誰かに援助を求めることや相談窓口があることなどが地域全体に広がるよう関係機関と連携して普及啓発を行うとしています。17ページをお開きください。主な取組事業は、広報きりしま発行事業や図書館運営事業、民生委員活動支援事業など6事業を記載し、残り47事業については資料編に記載しています。次に、基本施策4、生きることの促進要因への支援として、自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことのできる社会問題であるといわれていることから、社会における、生きることの阻害要因を減らすことに加え、生きることの促進要因を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で自殺対策を推進します。18ページを御覧ください。主な取組事業は、生活困窮者自立支援事業や基幹相談支援センター運営事業など5事業を記載し、残り61事業については資料編に記載しています。次に、基本施策5、児童生徒のSOSの出し方に関する教育として、児童生徒が命の大切さを実感するとともに、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけ、かつ、信頼できる大人に助けを求めてよいということを学ぶ教育を推進します。主な取組事業はいじめ・不登校対策等子どもサポート事業の1事業を記載しており、残り26事業については資料編に記載しています。19ページをお開きください。第6章、重点施策になります。国の示す地域自殺実態プロファイルにおいて本市の特徴として挙げられた、高齢者、生活困窮者、勤務・経営に関わる自殺対策を重点施策と位置付けています。重点施策1、高齢者に対する取組として、高齢者の自殺の要因が慢性疾患による将来への不安のほか、身体機能低下に伴った社会や家庭での役割喪失や、配偶者や友人の死などで人間関係が希薄になったり、介護疲れによるうつ病も多いとされており、高齢者支援の充実を引き続き推進し、相談窓口の周知に努めるとともに、関連機関の連携を強化し、高齢者が孤立せず生きがいを持って住み慣れた場所で生活できる地域づくりを推進することとしており、さらに、包括的な支援のための連携推進、高齢者とその支援者への啓発、生活の充実について推進するとしています。20ページを御覧ください。主な取組事業は包括支援センター運営事業、生活支援体制整備事業など4事業を記載しており、残りの17事業は資料編に記載しています。同じく20ページ、重点施策2、生活困窮者に対する取組として、生活困窮は、生きることの阻害要因の一つであり、その背景には傷病や障害、介護、虐待、失業、多重債務など多様な問題を複合的に抱えることが多くあり、自殺のリスクを高める要因となります。そのため、経済的な支援に加え、就労支援等様々な分野の関係者が協働して、生きることの包括的な支援を提供するとともに、その支援を担う人材を育成するとしています。21ページをお開きください。主な取組事業は、生活困窮者自立支援事業、生活保護適正実施推進事業など3事業を紹介し、残り10事業は資料編に記載しています。重点施策3、勤務・経営に関わる自殺対策の推進として、勤務上の悩みを抱えた人が適切な相談先や支援先につながるよう、窓口情報の周知を図っていくこととしています。主な取組事業は、個人市民税賦課事務や心の健康相談事業を記載し、残り9事業は資料編に記載しています。次に、22ページを御覧ください。第7章、計画の推進になります。霧島市自殺対策検討委員会や健康生きがづくり推進協議会、庁内における関係各部署と連携・調整を図り、全庁的な自殺対策の推進を図ります。また、進行管理として、関係各課の取組を把握し、点検・評価等を行い必要に応じ、自殺死亡率減少に向けた課題の整理と取組内容の見直し及び改善を行いながら、本計画の最終年度である令和4年度に最終評価を行い、次に目指していくべき方向性を見出し、次期計画策定に活かし

ていくこととしています。以上で、議案第9号、霧島市自殺対策計画についての説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（平原志保君）

ただいま執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（仮屋国治君）

全国的には自殺対策のNPOなんかは存在してますけれども、本市においてはそういう団体というものはあるものではないのですか。

○すこやか保健センター所長（島木真利子君）

NPOかはちょっとはつきりしてないんですが、精神の相談をされている団体が、年に6回ほど市民向けに相談をされておりまして、市民の皆様にも、行政としても周知をしているところであります。

○委員（仮屋国治君）

ゲートキーパー養成講座とかいろいろ書いてありますから、そういう団体の方やら何やらで心のケアができる人たちの養成というのは本当に大事ではないかと思っておりますが、それとよく芸能人が自殺をしますと、アナウンサーが早まらないで、SOSを出してくださいねというようなことをコメントされるわけですが、この計画の中では、学校の分のSOSの出し方というところあるんですけれども、老若男女含めてSOSを一番最初に出すとしたら、霧島市ではどこの部署といいますか窓口といいますか、そういうものを想定されてらっしゃいますか。

○健康増進課長兼子ども発達サポートセンター所長（小松弘明君）

SOSを出すところということで、特定のどこの課ということはないですけれども、まずはにじいろという形で相談窓口を一本化していますので、にじいろですとか、例えば生活保護関係で相談に来るとか、あとすこやか保健センターでも、命の相談、心の相談という形で、定期的に相談も受け付けてますので、そういったところが窓口になって連携して対応していくということになると思います。

○委員（仮屋国治君）

今計画ができ上がろうとする段階ですのでこれからだと思いますけれども、やはり、絶対数としてはそう多くはないわけですが、SOSを出して、対応が「霧島市役所です」となるような人がでてもしようがないわけですから、そういうSOSを受け止めてくれる場所づくりというものも、また今後の課題として検討していただきたいと思います。要望しておきます。

○委員（宮内 博君）

7ページに霧島市の性別、動機別の自殺者の状況というのが紹介をされているんですけれども、最も多いのが健康問題ということではあるんですけれど、実際にその前兆となる様々な相談件数等がどれぐらいあって、それらへの対応というのかな、そういうのが本当に市として、きちんと対応ができるような体制というのが、一つは大きな課題なんだろうなというふうに思うんですけれども、自殺者数はここに人数として紹介がされているんですけど、いわゆる相談者数ですね。窓口としては健康増進課が主な役割を担うということになっているようですが、その辺は、どういう状況なのかというのは何か示すことができる資料がありますか。

○すこやか保健センター所長（島木真利子君）

心の相談をすこやか保健センターのほうではしているんですけれども、その相談ではやはり、今おっしゃったように、毎月2回の年24回を実施しているんですが、その中でもやはり相談者としては、健康問題、眠れないとか、そういううつ的な状態の方などの相談が多い状態です。今、昨年度が44人相談にいらっやっております、今年度が2月末で33人いらっやっております。本当、先ほどから計画の説明の中でも言われているように、本当に一つの原因ではなくて、複雑に家庭問題だったり、経済的な問題だったり、仕事があまくいかないとか、複雑ないろんな要因がありまして、本当すごく悩んでいらっやるといような状況であります。それと、すこやか保健センター



としては、やはり自殺予防という部分では、母子の健診等に関わりましたり、それから成人のいろんな検診とか事業に関わりますときに、悩みに寄り添いながらそこでちょっと状態がおかしいなどいう場合には、病院受診を勧めたり、また個々の心の相談を勧めたりとかしているところです。そして、どうしても子育てのほうでも、発達面とか、やはりいろいろ心配をなさって、それがイライラとか、そこがやはりたまったり、落ち込んでいらっしやったりするところも多いですので、その辺りのところも日頃から関わります、見守って、それが自殺とか、あと虐待にもつながらないように、地区の担当の保健師が見守っているところであります。

○委員（宮内 博君）

心の相談等対応をされていらっしやるということですが、18ページのところに、主な取組と担当部署ということで示してあるんですけれども、これらのそれぞれの扱い件数というのはデータ的にはあるんですか。

○健康増進課長兼子ども発達サポートセンター所長（小松弘明君）

データ的にはまだないところでありまして、本計画を策定するに当たり、霧島市で今行っています各種事業、各課で取り組んでる事業を洗い出しまして、それに基づいて、今回この計画が出来ましたら、各事業において、自殺の視点を含めてまた、振り返り等を行って、数値的なものを出していきたいと考えているところです。

○委員（宮内 博君）

14ページの中で、いわゆるこの行政の縦割りを越えて、それぞれの対象に係る様々な施策を結集させるということにしているところですが、本当にその縦割りが、この自殺に追い込まれるような事態をなくすために、行政側がその縦割りが解消できるのかというようなことが問われているのではないのかなというふうに思うんですけれども。例えば18ページのところに、児童生徒のSOSの出し方に関する教育ということが記載をされてるんですけれど、社会教育課はあるんですけどその、学校教育課はここに書かれていますけれど、教育委員会のほうでは、それらの体制がいわゆる縦割りでなくて、縦横無尽に縦横横断的に議論ができるような体制というのを教育委員会も含めてつくっていくというようなことで理解してよろしいんですか。

○健康増進課長兼子ども発達サポートセンター所長（小松弘明君）

先ほども申しましたけれども、本計画ができれば、各種事業について振り返り等を行いますので、そこでは議員がおっしゃいましたように、縦割りでなくて横断的に関係課と協議、振り返り等を行って、また次期計画、対策等について生かしていきたいというふうに考えております。

○委員（下深迫孝二君）

今、宮内委員のほうから出たように、市全体のお悩み110番的な一つものがあって、そこで全体を受けて、誰でも悩んでる人たち、今言うように自殺を考えているような人たちが、例えば110番ではなくても、一つの代表電話ですよね、そこで受けて、そして各課に振り分けていくということをしなないと、教育委員会に電話しなさいあるいは福祉事務所に電話をしなさいとかいろいろこう言ってみたって、悩んでる人というのはそこまで思いつかないと思うんですよ。ですから市のほうに一つ本当に悩み110番のような代表があって、そこから振り分けていくということをしなないと、教育委員会のことをあなたたちに相談しても答えようがないでしょう。学校のいじめ問題とかいろいろなものを言たって。あるいはそうではなくて、家庭の不和的な問題もいろいろあって、自殺に追い込まれたような、子育ての問題だとかいろいろあるわけですから、だからまず一つ、大きな柱を一つくって、そこから一つずつ、役所に来てもらっているいろんな各部署につないでいくということをしなないと、幾らこういうものをつくっても解決出来ないと思います。本当にもう自殺に追い込まれるような人たちは先が見えないわけですから。だから、そこら辺をもう少しきちっと明確に示していかないと、ただこの形だけのこういうものを作っても、自殺対策には私、ならないのではないかという気がするので、ぜひそこを一つ本当の柱になるところから、まず相談に乗ってあげて、それをうまく振り分けていくというような形をとってもらわないといけないと思うんですが、どのようにお考

えですか。

○保健福祉部長（西田正志君）

全ての相談をまずはこども・くらし相談センターが受けられるように、そういうPRをしているんですけど、なかなか浸透されていないというのが現状でございます。子供のいじめ問題につきましても、こども・くらし相談センターが関わっておりますし、貧困につきましてもこども・くらし相談センター、それから包括支援センターとの連携、そういったのも全てこども・くらし相談センターが今やってる状態ですので、もう少し市民の皆様に浸透できるように、啓発にそこは努めてまいりたいと思います。鈴木議員が提案していただいた最初のものでして、こちらのほうでもそういったものをつくらなければいけないという時ちようどかみ合って、たまたま令和元年度にそういった動きをして、令和2年、本年度から開設したところですので、もう少しその辺が浸透できるようにこちらのほうも努力していきたいと思います。

○委員（下深迫孝二君）

こども保健センターとなれば、子供は電話をしてもいいのかなという思うんだけど、こども・おとな保健センターというような、何かもちろんそうではなくてもいいんだけど、みんなが本当に悩みの方はそこに電話できるということで、もう少し強く広報していけるようなことを考えていただくように、これは要望しておきます。

○委員（新橋 実君）

高齢者が多いわけでしょう。こども・くらし、その名前をちょっと変えたほうがいいのではないですか。どうですか。

○保健福祉部長（西田正志君）

これは私どもが決めたのではなくて、市全体として決まったものでして、そこではくらしというもの入れたものですから、通称にじいろと今言ってるんですけども、そこはもう高齢者も障がい者もそういった性別とかも、そういった区分とか関係なしに相談してもらうということで設置しましたので、そこら辺も含めてちゃんと市民の皆様に浸透するように努めていきたいと思います。

○委員（新橋 実君）

にじいろという名前を出されたほうがまだいいと思います。それと、やはり担当者なのです、受け答えをされる担当者、私の周りでも亡くなった方もいらっしゃいますけれども、やはりそこまで行く前段階で亡くなった方もいらっしゃるわけですけども、それをとにかく広報することが非常に大事ですけども、担当の方の受け答えによっては、非常に不快な思いをされるということもあるわけです。担当はよくても、そのまた次の担当の方、回されますよね。やはりそこら辺がしっかりとした、やはりここまで行くには、非常に細かいなんといいますか、もう本当に困っていらっしゃるわけです。その受け答えというのが非常に大事なんです。だからそういった啓発とか勉強会とか、そういったものをしっかり出来ていかれるんですか。どうなんですか。

○すこやか保健センター所長（島木真利子君）

各課に全庁的な取組といたしまして、やはり今、新橋委員が言われましたように、何かすごく思い悩んでる人は、なかなか相談に自分で行けないんです。なので、それぞれの窓口の担当がちょっと、あの方、元気がないなあとか、ちょっと何かあるんじゃないだろうかという方を気付いていただいて、そしてちょっと寄り添っていただいて、そしてお話をしていただけたら、ちょっと自分の管轄ではないというときには、別な課の方を呼んで、相談室にお連れして相談をしていただくかというように、霧島市としましては、18年度ぐらいから庁舎内のそういう窓口の方たちを集めての協議を少しずつしております、そして、研修もしたりとかしているところです。しかしながら、やはり異動とかありますので、また、本当に毎年やって、顔が見える関係でつなぐことが出来たら、さらに、市民の皆さんの相談に寄り添うことができると思いますので、そののところにしましては、今後もさらに強化していく必要があると考えています。

○委員（新橋 実君）

これはですね、市の職員は全てなんです。やはり接し方、市民の方に接する仕方はもう全ての方に対してやはり優しく接していただきたいと。部長、やはりそういう気持ちを持っていれば、かねてからそういうふうな形にできるわけですので、そういうことをやはり市の会議でもしっかり言っていたら、やはり人によっていろいろそういう気持ちが違えば、やはり勉強する必要もないわけだから、そういうのをしっかり対応していただくように、どうですか。

○保健福祉部長（西田正志君）

接遇の研修につきましても庁内で行っておりますし、それからそういったマナーハンドブックというのも全職員が共有しておりますので、そこを基本をもう一度見直して進めていくようにしたいと思います。

○委員（宮内 博君）

いわゆるその、どこの窓口にも市民が行っても本当に寄り添って対応するというような形で、その定期的な教育というか、そういう研修は必要だと思うんですけど、そのような位置付けでやっている研修というのは、年何回やっているのですか。

○健康増進課長兼こども発達サポートセンター所長（小松弘明君）

自殺対策を進めるに当たって、今委員からいろいろ出ましたけれども、我々のやはり接遇というのも大事だと思います。今回、計画を作りまして、事務事業を洗い出しをしましたということで、今までは、自殺だったら健康増進課の範疇だから、すこやか保健センターだからとかっていう形で、まさに縦割りということが考えられていたと思うんですけども、それではなくて、税務課ですとか総務課、市民課においても、今やっている窓口業務とかというのは、やはり自殺の視点を持って対応しないといけないんだよということが、今回この計画によってできていくと思いますので、その職員教育というのもできていくと考えてます。また、今自殺対策を進める上で、やはり見守り役ということで、ゲートキーパーという言い方をしますけれども、そのゲートキーパーの研修というのも年に1回しておりますし、これからもこうするように計画しておりますので、そういった形で研修といいますか職員の養成、育成にも努めていきたいと考えております。

○委員（宮内 博君）

コロナ禍で生活が非常に困難な状況に陥ってる人たちも増えていると。私どもへの相談もそういう方たちが増えている現状にあるんです。先日、直接聴いた話ですけども、特別障害者手当の申請に行かれた女性の方は、高齢の御主人を在宅で見てるんですけども、ハードルのことだけ強調して、いかにもこの制度は使えませんよと言わんばかりの対応だったという、非常に不快な思いをしたというふうに1週間ほど前お聴きをいたしました。だから、本当にしっかりそういう受ける窓口の方たちがしっかり寄り添って、その人の悩みをいかに聴いて解決に導いていくのかと。先が見える方向に導いていくのかというのは、窓口の対応というのはものすごく大事だというふうに思いますので、年に1回であったら足りないですね、研修会。こういうコロナ禍にあって、そういった研修をもうちょっと強化をすべきだと思いますけど、部長、ぜひ市長のほうにも要請をして、そういう取組を促していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○保健福祉部長（西田正志君）

総務課のほうにも相談しまして、できるだけ多くの職員が接遇研修を受講できるように頼んでいきたいと思っております。

○副委員長（鈴木てるみ君）

委員長を交代します。

○委員長（平原志保君）

先ほどにじいろの話が出たんですけども、今回この計画を見たところ、自殺をしたいという方がこの計画書を見るかどうかはちょっとわからないんですけども、やはり相談体制の流れみたいなのがやはり分かるページがあったほうがいいのかないかなというふうに感じました。にじいろの単語が出てませんので、やはりそれは窓口としてしっかりと書いておくべきではないかと感じます。あと、

確認なんですけれども、10ページのところで、高齢者と生活困窮者が原因のところに挙げられてますが、この生活困窮者イコール無職というふうに考えていいのでしょうか。無職のところの欄、1位が男性60歳以上無職同居というふうになっているんですけれども、この方は生活困窮者なのかそうじゃないのかというのは、データとして分けられるものなのでしょうか。

○健康増進課主幹（吉村さつき君）

この統計は国から提供された統計でありまして、無職だからといって生活困窮ということではないです。もしかすると生活困窮かもしれないけれども、そういう統計的なデータは出ておりません。

○委員長（平原志保君）

あと済みません、ちょっと細かいことなんですけれども、重点施策のところでも各主な取組、担当部署というのが書かれて、その一部の部分だけを出す形になってはいるんですけれども、勤務・経営に関わるところで出ているのが、税のところと心健康相談事業の二つが挙げられてたのですが、私なんかよく相談とか受けたりするんですけれども、まず労働問題だったりすることが多いので労働関係の部分を入れるべきなのではないかなと思ったんですけれども、この選び方というのはどういう感じで選んできたのか。労働関係は相談できる部分があるのか、ちょっと教えてください。

○健康増進課長兼子ども発達サポートセンター所長（小松弘明君）

ここにつきましては、先ほど口述でもありましたように、116の事業拾っておりまして、そのうちの代表的なものとしていますので、ここにあるものだけの相談とか対応するとかではなくて、正式に計画策定されましたら、資料編に一覧をつけまして、それについても、振り替りとか対応していきますので、ここにあくまでも、1例として代表的なものを挙げているということでございます。

○副委員長（鈴木てるみ君）

委員長を戻します。

○委員長（平原志保君）

ほかにないでしょうか。ないようですので、以上で、議案第9号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 0時01分」

「再開 午後 1時00分」

### △ 議案第1号 霧島市国民健康保険税条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第1号、霧島市国民健康保険税条例の一部改正について審査します。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（西田正志君）

議案第1号、霧島市国民健康保険税条例の一部改正について説明いたします。国民健康保険制度では、平成30年度から、国保運営の都道府県単位化が実施され、現在、財政運営の責任主体である鹿児島県と市町村とが共同で国民健康保険事業の運営を行っているところです。平成30年度の制度改正に伴い、都道府県は市町村ごとの国民健康保険事業費納付金の決定及び標準保険料率等の算定等を行い、市町村は国民健康保険税を賦課・徴収し、都道府県に納付金を納めることになっています。議案第1号、霧島市国民健康保険税条例の一部改正については、県が示す標準保険料率等を参考に税率等を設定するために、本条例の所要の改正をしようとするものです。詳細につきましては、担当課長等が説明いたしますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○税務課長（浮邊文弘君）

議案第1号、霧島市国民健康保険税条例の一部改正について、新旧対照表により御説明いたします。新旧対照表は1ページから5ページになります。1ページを御覧ください。まず、第3条は、医療分の所得割額の税率100分の11.6を100分の10.0に改正しています。次に、第5条は、医療分の

均等割額 2 万 2,400 円を 1 万 9,900 円に改正しています。次に、第 5 条の 2 第 1 号は、医療分の平等割額 2 万 3,000 円を 2 万 1,600 円に改正し、これにあわせて、同第 2 号、第 3 号の額を改正しています。次に、第 6 条は、後期高齢者支援金等分の所得割額の税率 100 分の 3.4 を 100 分の 3.3 に改正しています。次は、2 ページになります。第 7 条は、後期高齢者支援金等分の均等割額 7,400 円を 7,500 円に改正しています。次に、第 7 条の 2 第 1 号は、後期高齢者支援金等分の平等割額 6,400 円を 8,000 円に改正し、これにあわせて、同第 2 号、第 3 号の額を改正しています。次に、第 8 条は、介護納付金分の所得割額の税率 100 分の 2.6 を 100 分の 2.8 に改正しています。次に、第 9 条の 2 は、介護納付金分の均等割額 9,400 円を 9,000 円に、第 9 条の 3 は、介護納付金分の平等割額 5,700 円を 5,300 円に改正しています。次は、3 ページから 5 ページになります。第 23 条は、ただいま御説明申し上げました均等割額、平等割額の改正に伴い、それぞれ、10 分の 7、10 分の 5、10 分の 2 の額を改正しています。次は、5 ページの附則になります。本年 2 月 3 日の新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の成立により、本条例に引用していた条項が削られたことから、新型コロナウイルス感染症を定義するよう改正しています。以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○保険年金課長（末原トシ子君）

令和 3 年度霧島市国民健康保険の状況について御説明いたします。御手元に資料がお配りしてあると思います。国民健康保険の状況についてという横書きの資料になります。1、霧島市国民健康保険の状況についてのうち、(1) 被保険者数等を御覧ください。年度平均被保険者は年々減少していますが、前期高齢者の人数は年々増加しています。また、その割合は、平成 26 年度に 36.12% だったものが、令和元年度には 46.64% になっており、5 年で約 10% 増加したことがわかります。(2) 保険給付費では高額医薬品の保険適用に伴い、平成 27 年度で急激に増加し高額薬品の薬価改定などに伴い平成 28 年度に減少したものの、平成 30 年度に再び増加し、令和元年度には僅かに減少しています。2、令和 3 年度の国民健康保険事業納付金についてを御覧ください。令和 3 年度の本市の国民健康保険事業納付金総額は、34 億 2,032 万 2,000 円で、令和 2 年度と比較して 4 億 4,855 万 3,000 円、11.59% 減少しました。特に医療費分が大きく減少しています。この要因は、鹿児島県全体の納付金が減少したことによるものです。鹿児島県全体の納付金は、県に交付される前期高齢者交付金が大幅に増加したことにより減少しています。3、令和 3 年度の国民健康保険税率についてを御覧ください。霧島市の令和 3 年度と令和 2 年度の国民健康保険税率を比較したものをお示ししています。今回の税率改正で、全体で所得割を 1.5%、均等割を 2,800 円、平等割を 200 円引下げております。4、令和 3 年度県内 19 市の 1 人当たり保険税必要額、激変緩和措置後年税額を御覧ください。本市を含む全ての市の保険税必要額が減少しており、本市の国民健康保険税率は令和 2 年度と比較して、1 万 5,985 円、14.28% 減の 9 万 5,918 円となっております。なお、注意書きにもあります通り、ここに掲載している 1 人当たり保険税必要額は、標準保険料率の算定に必要な保険料総額を被保険者数で除した額です。このため、低所得者に対する軽減措置、いわゆる 7 割、5 割、2 割の法定軽減や一般会計繰入等による市町村独自の負担軽減を反映していませんので、被保険者の実際の負担額とは異なりますことを御了承ください。以上で説明を終わります。

○委員長（平原志保君）

ただいま執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（宮内 博君）

ただいま説明をいただきました。そこでお尋ねをいたしますけれども、鹿児島県が示しました令和 3 年度の国保税の必要額ですね。それについては、先ほど課長のほうから紹介がありました 3 ページの所に記載をされている部分だろうというふうに思いますけれども。令和 3 年度 9 万 5,918 円、1 人当たりの保険税必要額ということで、これは法定減免等を含んでいないというようなことではありますけれども、今回この引下げを提案をいただいているところでありますが、その金額は実際にはいかほどになるということで理解をすればよろしいですか。必要額では県のほうはこれ示した

けども、霧島市が今回提案をした金額というのは、1人当たりにしてこの金額と比例するという  
ことで理解していいですか。

○保険年金課主幹（末増あおい君）

令和3年度の予算額を被保険者数で割りますと、1人当たり現年課税分で7万8,254円。予算計上  
額は1人当たり7万8,254円ということになります。

○委員（宮内 博君）

それは法定減免額を除いた額ということになるかと思うんですよね。いわゆる調定額というこ  
とでありますので。だから、県のほうはそれを含んでいるというようなことですので、それで同じ  
ようなかたちで試算をした場合に幾らになるのかということなんですが、そこはわからないわけ  
ですか。いわゆる法定減免を加えて1人当たりで換算をしたときですね。

○保険年金課主幹（末増あおい君）

令和3年度の法定軽減の額が今のところ4億7,753万2,000円と見込んでおります。こちらを被保  
険者数で割りますと、今2万6,000人程度ですので、ちょっとはっきりした数字は今持ってきてない  
んですけれども、1人当たり1万8,366円。保険軽減分の1人当たり額が1万8,366円ということに  
なります。

○委員（宮内 博君）

県が示した数字が9万5,000円ということですので、それよりも若干数字的には多いかなど。  
いうふうに思いますが、似たような数字が出てくるということになるんですけれど、ということは  
今回提案をしている引下げ分は、鹿児島県が示した保険税必要額、これをそのまま振り分けて引用  
したというようなことで理解をすればよろしいんですかね。

○保険年金課長（末原トシ子君）

そのとおりでございます。

○委員（仮屋国治君）

県の税率をそのまま踏襲されたということだと思ってしまうんですけれども、運営主体が県に変わる前の  
税率というのは、2ページのここで医療分、支援分、介護分でいくと、どのような数字だったかち  
よっと確認させてもらっていいですか。

○税務課税務グループ長（秋丸健一郎君）

平成29年度の税率についてお答えいたします。医療分、所得割8.9%、均等割1万9,500円、平等  
割2万500円。後期高齢支援金分、所得割3.4%、均等割8,400円、平等割7,400円。介護納付金分、  
所得割2.05%、均等割8,000円、平等割5,100円。合計まで申しますと、所得割が14.35%、均等割が  
3万5,900円、平等割が3万3,000円、以上になります。

○委員（仮屋国治君）

大分元に返ってきたなという感じではありますけれども、市長のほうも施政方針の中で言ってま  
したけれども、県の標準税率を今後も踏襲していくんだというふうに私は理解したんですけれども、  
標準税率といいますか、県から提示された税率というものをそのまま使っていくというようなこと  
をおっしゃったと思ってるんですけれども、そういう理解でよろしいですか。

○保険年金課長（末原トシ子君）

県が示します標準保険税率等を参考にしながら、税率については考えてまいります。

○委員（仮屋国治君）

ごめんなさい、勘違いでなければ運営主体が県になったときに所管課から示されたのは、この  
細々とした金額とか税率も県から提示されたものですよという確認をしてるんですけれども、それを  
今回もそのまま令和3年度分もされたというふうに先ほどお聴きしたわけなんですけれども、今後もそ  
の予定ですかという確認をしたんですが、今の答弁でよろしいですか。

○保険年金課長（末原トシ子君）

平成30年度、令和元年度につきましては県から示されました標準税率等を基に税率の改正を行っ

たところでございます。令和2年度につきましては、基金を繰入れをいたしまして税率の維持を図りました。令和3年度につきましては、県から示された標準保険税率等を参考にしながら、応能応益の割合を調整をしながら、今度この改正を行ったところでございます。

○委員（仮屋国治君）

先ほどの宮内委員の答弁で、そのまま使ったように私が勘違いをしておりました。その応能応益割をいろいろ数字をいじられたということなんですけれども、どういう理由でそこを変えていかれたのかをお示いただけますか。

○保険年金課長（末原トシ子君）

今まで応能応益の割合がおおむね5対5となるようにということで、保険税率の設定を行ってきましたけど、今回県から示されました標準保険税率では応能応益、つまり所得割の割合が大きくなったことから、可能な限り5対5に近づけるような調整を行ったところでございます。調整をしましては医療分と後期高齢者支援分について調整を行ったところでございます。医療分につきましては応能応益を53対47に調整をしました。その前が県が示した分につきましては、県が示したとおりでいくと、応能が58、応益が42だったのを、限りなく5対5に近づけるということで、応能を53、応益を47にしました。後期高齢者支援分につきましては、応能応益が56対44になったものですから、それを50対50に調整をしたところでございます。

○委員（仮屋国治君）

それは保険料額の調整のためにいじったという理解でよろしいですか。特段、特定の層に合わせて数字を合わせたんだということではないのかどうか、その辺を確認させてください。

○保険年金課主幹（末増あおい君）

ただいま課長が御説明したとおりなんですけれども、応能割がつまり所得割のことですので、応能割の割合が高いと、所得割のかかる中間層以上の方の負担が重たいということになります。ですので、今回できるだけ5対5に近づけたことで、所得割が課税される中間所得者層以上の方の負担軽減を図ることを目的に調整を行いました。

○委員（宮内 博君）

先ほど県の示す必要保険税額について、それを基に試算をしたということですが、いわゆる霧島市独自の施策を反映させる余地というのは本当はないのかと。一般会計からの繰入れなどを増やして負担を少なくするとか、あるいはその均等割については全国的には子供たちへの負担分を軽減する動きとかそういうものもあります。来年からはもう国のほうが、均等割については50%に負担を軽減するというような方向性が示されているところではありますが、その辺の議論はなかったんでしょうか。

○保険年金課長（末原トシ子君）

現在、一般会計からの繰入れというのは市民の皆様、被保険者の皆様の健康増進のための、保健事業についてだけ繰入れを行っているところでございます。その中には特定健診、特定保健指導、人間ドックの助成などが入っているところでございます。健康増進のために入れております。ただ、市の独自のというのは今のところは入っておりません。一般会計からの繰入れについては、今なくしていく方向へということで、努めるようにというのが総務省のほう等からも、国のほうからも通知がきているところでございます。うちのほうといたしましては、特定保健指導等、特定健診などで元気な皆様の健康を守っていくということを目的にやっていきたいと思っているところです。子供さん方の均等割については、国のほうで政策が行われているということで、それについては自分たちのほうでも話はしたところではございますが、今のところ市独自のというのはないところでございます。

○委員（山田龍治君）

関連して、今の市独自のという話がありました。他市では今度どのような動きになっているのかというの把握されてるでしょうか。

○保険年金課長（末原トシ子君）

市独自のというのはちょっとわかっておりませんが、2年前でしたか、鹿屋市が3人目以降の子供さんの金額を減免といいますか、したという事業があったというのは伺っているところでございます。

○委員（山田龍治君）

それぞれ自治体のやり方がありますので、市としてはいろいろな措置をされてると思うんですけども個人的には、他市とを見ながらですね、そういうことがあってもいいのかなというのは個人的に思うところですので、今後検討していただければなと思います。もう一点、今回、この資料4で各自治体減額が全地域されている。その中で、この要因はどのようなものなのか、県全体のこの数字を見て、霧島市としてはどのような要因があったのかというのは分析されてるのでしょうか。

○保険年金課長（末原トシ子君）

県全体に入る公費の中の前期高齢者交付金分が大きく増額になりましたことが大きな要因でありまして、その分が市のほうの納付金の減額につながっているところでございます。

○委員（山田龍治君）

新聞でもありましたんですけども、これはどうなのでしょう。今回コロナでいろんな影響があったが、県のほうはなかったということで新聞を読んだような気がするんですけど、今回このような、コロナに関するような影響が、要因があったのかというのはあったのでしょうか。

○保険年金課主幹（末増あおい君）

県は今回、令和3年度の保険給付費の試算を行う際に、コロナの影響を排除して試算を行っておりますので、保険給付費自体は県全体では令和2年度より3年度は増える見込みです。

○副委員長（鈴木てるみ君）

先ほどの課長の説明で、前期高齢者の給付費が多かったというお話をされましたが、そのおかげでこの霧島市の保険税が下げることができたということですよ。これは今後も、来年とか、その先も傾向としては続くとお考えでしょうか。

○保険年金課長（末原トシ子君）

今回、この前期高齢者交付金は大きく増えましたけれど、ほかの公費の関係もございまして、来年度もこうなるとはちょっとわからない状況でございます。

○委員長（平原志保君）

ほかにないでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ではないようなので、以上で、議案第1号の質疑を終わります。

○保険年金課長（末原トシ子君）

令和2年12月8日に開催されました、文教厚生委員会での質問に対する回答をまだお出ししてなかったものですから、それについて説明をさせていただきたいと思っております。皆様の御手元に届きましたでしょうか。令和2年12月8日開催の文教厚生常任委員会でお尋ねのありました件についてお答えします。まず、霧島市国民健康保険特別会計に占める国県支出金の割合についてお答えいたします。平成30年度の国保制度改正改革に伴い、歳入の入り方が変更になり、各種交付金等が県を通じて交付されることになったことなどから、単純に比較はできませんが、平成29年度までと平成30年度以降で国県支出金及び交付金の合計が歳出に占める割合については大きな変動はありません。次に、新型コロナウイルス感染症に関する医療費についてお答えいたします。今御手元に私どものほうでちょっと調べました新型コロナウイルス感染症の医療費についての考え方ということで、表にまとめてみました。医療費が掛かるのかどうかということのお尋ねがその際にございましたので、私どもが調べた中では、ケースとして考えられるのは1から4かなということで記載してございます。いずれの場合もPCR検査の自己負担はなく、国が負担する公費となります。内容については、後ほど御覧いただければと思っております。



○委員（山田龍治君）

参考のこの回復後の患者への臨時的な取扱いで生じた医療費の中の、臨時的な取扱いで生じたものというのはどういったケースなのでしょう。

○保険年金課長（末原トシ子君）

新型コロナウイルス感染症はもう治られたですけど、それに関係しない医療費ですね。それで出た新型コロナに関係ない医療費については公費負担はない。例えば、新型コロナにかかったけれど、ほかの病気も持ってらっしゃって、ほかのそちらのほうの治療については公費負担とならなくてなので、新型コロナウイルスについてだけの病気については公費負担ということになるということです。後遺症についてはちょっと把握しておりませんで申し訳ございません。そのあとの後遺症については、ちょっとお答えできないところでございます。

○委員長（平原志保君）

休憩します。

「休憩 午後 1時29分」

「再開 午後 1時31分」

○委員長（平原志保君）

再開します。それでは、終わります。ありがとうございました。休憩します。

「休憩 午後 1時32分」

「再開 午後 1時36分」

### △ 陳情第7号（令和2年） 霧島市の国保税引き下げを求める陳情書について

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第7号、令和2年霧島市の国保税引下げを求める陳情書について審査します。御意見をお願いいたします。

○委員（宮内 博君）

御意見ということですので、この陳情書の取扱いをどうするかということによろしいですか。[「陳情の取扱いをどうするかということをお願いいたします」との声あり]。今、議論があったように、執行部のほうとしても令和3年度の国民健康保険税については、県が示した保険税必要額を一つの基準にして、値下げの提案をしたということではありますけれど、陳情書そのものは、2021年度の霧島市の国民健康保険税引下げを実施することというのが陳情項目ですので、まさにそれを執行部の側から提案をしてきたということでもありますよね。12月議会に提出をされて、継続になった理由が、県がどういうその方向性を示すかというのは定かでないということでの継続でありましたので、この陳情の目的そのものはこれで達成するということになるわけですから、基本的には私はもう処理をして、私としては賛成をするという形で処理をしていただけたらと思います。

○委員（下深迫孝二君）

今、宮内委員がおっしゃったとおり、当初予算でそのようになっているわけですから、認めていいのではないかとこのふうにも思います。

○副委員長（鈴木てるみ君）

先ほどの執行部の説明で、令和3年度の保険税が下がるという理由をお聴きしましたが、たまたま陳情がそういう、下げて欲しいというのが出されていたタイミングと合ってしまったけれども、この陳情とは一切関係なく保険税が下がるという理由でしたので、これは切離して私は陳情は不採択にしたほうがいいのかというふうにも考えております。

○委員長（平原志保君）

ほかにないでしょうか。

[[「なし」と言う声あり]

それでは、陳情第7号を終わります。

### △ 議案処理

○委員長（平原志保君）

それでは続いて議案処理に入ります。議案処理は議案番号順に行います。

### △ 議案第1号 霧島市国民健康保険税条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

まず、議案第1号、霧島市国民健康保険税条例の一部改正について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

私は、今回提案されております、議案第1号、霧島市国民健康保険税条例の一部改正について、賛成の立場で討論に参加をしたいと思っております。これまで国保問題、多くの議論が交わされてきたところです。国保に加入する被保険者の実態ということで、昨年8月の段階で見ますと、所得100万円未満の方が被保険者の69.9%を占めているとの報告があります。また被保険者の88.5%が、年金生活者や非正規で働く方で占められており、加入者の約58%が60歳以上の市民でもあります。国保は、現役世代を引退した方の全てが加入が義務付けられる国民皆保険制度を担う最後のセーフティネットでありまして、その充実が求められている中にあります。コロナ禍で市民生活が大変困難な時期に、今回引下げが行われるということは、市民の皆さんにとっても大変歓迎すべきことではないかというふうに思います。国民健康保険税は、協会けんぽとの比較では、約2倍の負担となっておりますことから、全国知事会では国保の持つこの構造的な問題について国に対して、1兆円の補助金の増額を求めているという中にもあるところでございます。2021年度の国保税の必要額について鹿児島県は、霧島市について前年比マイナス14.28%、1人当たり保険税必要額を9万5,918円としており、今回の国保税引下げは、委員会の議論の中でも明らかになりましたように、これをもとにして引下げを提案したということでもあります。このような中での今回の条例改定でありますので、これに賛成をするものであります。

○委員長（平原志保君）

ほかにないでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で、討論を終わります。採決します。議案第1号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者6名、全会一致です。したがって、議案第1号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

### △ 議案第3号 霧島市介護保険条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

次に議案第3号、霧島市介護保険条例の一部改正について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

私は、今回提案をされております議案第3号、霧島市介護保険条例の一部改正について反対の立場で討論に参加をしたいと思います。2021年度の介護保険事業は、2023年度までの第8期事業の初年度になります。今回の条例改定は2021年度から2023年度の期間における介護保険料の標準月額保険料を、月額5,980円から6,150円に引き上げるためのものであります。第7期介護保険事業におきましても8.27%、5,760円の年額の保険料引上げが行われておりまして、今回の引上げは連続して行われる状況でございます。介護保険制度はこの間、政策の大きな後退が相次いでおりまして、2017年4月からの第7期事業では、要支援1・2の方の訪問介護と通所介護を保険給付費から外して、市町村が主体である介護予防日常生活支援総合事業に移行をしているところであります。委員会での議論の中で明らかになりましたのは、2020年度の介護保険特別会計の収支の見込みについてであります。出納閉鎖時における基金残高は6億7,724万9,974円。単年度収支では2億5,000万円の黒字が見込まれるとの報告がなされたところであります。このような中での今回の保険料引上げであります。第8期事業開始に当たり、国は要支援の方が対象であった介護予防、日常生活支援事業を要介護の方にも広げていくための改定が行われており、これが実行されることとなりますと、全国で要介護1・2の該当者約230万人、要介護3から5までの該当者約200万人の計430万人の32.4%に相当する、訪問介護やデイサービス利用者約140万人が新しい総合支援事業に移されることになるとの指摘が全国で広がったところであります。これらの世論の結果を受けて、2021年度からの要介護者の全面的な介護給付外しは断念をされましたけれども、要支援者が要介護状態に陥ったときに本人が希望をすれば、総合支援事業の継続を可能にしており、要介護者から介護給付を外す動きの一環との指摘があります。明らかな介護サービスの後退が進む危険があることを指摘をするものであります。以上、述べましたように保険あって介護なしと言われるサービス切捨て等、利用者負担の強化が行われる中での今回の保険料値上げには反対であることを申し上げて討論といたします。

○委員長（平原志保君）

次に、原案に賛成の方の発言を許可します。どなたかいらっしゃいますか。

[「なし」と言う声あり]

以上で、討論を終わります。採決します。議案第3号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者5名。賛成多数と認めます。したがって、議案第3号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第7号 霧島市子ども館の設置及び管理に関する条例の制定について

○委員長（平原志保君）

次に、議案第7号、霧島市子ども館の設置及び管理に関する条例の制定について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

以上で、自由討議を終わります。それでは討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

私は議案第7号、霧島市子ども館の設置及び管理に関する条例の制定について、反対の立場から討論に参加をしたいと思います。子ども館の建設問題につきましては、当委員会でもこれまで幾度となく議論をしてきたところでございます。今回の提出された条例は、7月にこの子ども館を開館をする、そのための条例であります。これまでの議論の中で明らかになりましたのは、建設をされております子ども館の現地は、市中心部から離れた高台にあり、子供たちや保護者の方たちにとっ

て、利便性が悪い施設であるということがまず第一の大きな問題であります。本当にこども館にふさわしい施設なのかどうかということが問われる問題であります。執行部は今日の議論の中でも、年間利用者数を6万人を見込むとしておりますけれども、このこども館の計画されている面積は282㎡しか屋内では確保できないという問題があります。子供が安全に遊ぶことができる必要面積は、これまでの議論の中で、子供1人当たり2.5㎡であるということが紹介をされているところでありますけれども、1日最大400人を想定するとしている施設としては、余りにも狭過ぎるということが二つ目の大きな問題であります。交通の利便性が悪く使いづらい、この施設に対して、多額の経費を投入する。また、ランニングコストにつきましても、毎年2,500万円が必要だとこれまで議論をされているところでありますけれども、これらの問題点があるということを指摘をしなければなりません。こども館は保護者や子供たちにとって、利便性のよい場所に設置をすべきであるということを申し上げて、本案に対する討論といたします。

○委員長（平原志保君）

次に、原案に賛成の方の発言を許可します。いらっしやいませんか。

[「なし」と言う声あり]

以上で、討論を終わります。採決します。議案第7号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者4名、賛成多数と認めます。したがって、議案第7号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第9号 霧島市自殺対策計画について

○委員長（平原志保君）

次に、議案第9号、霧島市自殺対策計画について、自由討議に入ります。御意見はありますか。

○委員（宮内 博君）

自殺対策は、今コロナ禍において、本当に市民の生活をいかに守っていくのかという市役所がその一つの大事なこのとりでの役割を担わなければいけない問題だというふうに、再度、私自身も認識をしているところです。議論の中で、縦割行政ではなくて横断的な対応が迫られているということが議論になったところでありますけれども、実際に市民の皆さんが困って、窓口駆け込んだときに、本当に市民に寄り添って対応できるのかどうか。そこが、その方をこの自殺という最悪のケースに追い込まない、まず入口になるだろうというふうに思います。これまで職員を対象にした研修は年1回しか行われてないということでありました。私どもの元にも、窓口の対応が悪いというような声も複数届いている中にございます。ですから、部長にも求めましたけれども、1回限りの研修ということではなくて、やはり複数回、これの研修を重ねて、そして縦割りでなく横断的な対応ができる、そういう取組がまさにこの自殺対策では求められているというふうに思いますので、委員長の報告の中でも、そここのところはぜひとも強調していただきたいということをですね、申し上げておきたいと思います。

○委員長（平原志保君）

ほかに御意見はありますか。以上で、自由討議を終わります。それでは討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第9号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第9号については、全会一致で原案のとおり可決すべ

きものと決定しました。

### △ 陳情第7号（令和2年） 霧島市の国保税引き下げを求める陳情書について

○委員長（平原志保君）

次に、継続審査となっております陳情第7号、霧島市の国保税引下げを求める陳情書について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で自由討議を終わります。先ほど陳情第7号についてですが、採決することによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

ではこれより、陳情第7号について討論に入ります。討論はありませんか。まず、原案に反対の方の発言を許可します。

○副委員長（鈴木てるみ君）

私は、陳情第7号について反対の立場で討論に参加いたします。来年度の霧島市国民健康保険税は、県より示された税率に基づき引下げられる予定であります。これは県の国保財政への交付金が、令和3年度は増額されることによるものであるとの説明でした。さらに詳しく言うと、前期高齢者数が鹿児島県は他県よりも割合、実数とも多く、前期高齢者交付金が前年度よりも多く給付され、そのことにより市が県に納付する国民健康保険税事業費納付金が減額されることとなったためであります。本陳情は昨年、国保税の引下げを求めて提出されたものでありますが、今回の本市の保険税引下げのこの陳情とは全く関係のないものであります。また、国保の運営には、低所得者層へ十分な軽減措置が図られており、仮に経済的に困窮するようなことがあったとしても、セーフティネットは幾重にも用意されております。陳情者の言う低所得者に配慮しての国保税引下げは、国保税を安定して持続させることは困難であると申し上げ、私の反対討論といたします。

○委員長（平原志保君）

休憩します。

「休憩 午後 1時55分」

「再開 午後 1時58分」

○委員長（平原志保君）

再開します。ほかにないでしょうか。

○委員（宮内 博君）

私は、霧島市の国保税引下げを求める陳情書に賛成の立場で討論に参加をしたいと思います。公明党市議団から陳情書に反対との討論がありました。その大きな理由が、県から示された税率で今回の引下げが行われており、陳情書とは関係ないと。こういうものだったかと思います。陳情書第7号の霧島市の国保税引下げを求める陳情書の陳情事項は、2021年度の霧島市の国民健康保険税引下げを実施をすることということであります。ですから、今回執行部が提出した2021年度の国民健康保険税は、現行税率よりも引下げがなされるというものでありまして、それは県が示した税率に基づくものであるにしましてもですね、陳情そのものは値下げをしてほしいということでありますから、当然にこの陳情書は賛成をすべきものだ。それがまた議会としての市民に向き合う姿勢ではなからうかということをお願いしたいと思います。国保の持っている、国民皆保険制度を担う最後のセーフティネットをいかに守っていくのかということが問われる、そういう陳情書ではないかというふうに思いますので、そういう意味合いからも議会としても賛成をすべきだということをお願いしたいと思います。

○委員長（平原志保君）

ほかにないでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

討論を終わります。採決します。陳情第7号について、採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者5名。起立者多数と認めます。したがって、陳情第7号は採択すべきものと決定しました。

#### △ 委員長報告に付け加える点の確認

##### ○委員長（平原志保君）

次に、委員長報告に付け加える点の確認ですが、御意見はないでしょうか。

##### ○委員（新橋 実君）

議案第7号、霧島市こども館の設置についてですけれども、今回のこの条例の制定については、非常に中身が薄いと。業務委託で決定されていたとはいえ、安全性の問題がですね、使い勝手の問題など委託業者任せであると。今後スタートするに当たって、委託業者とは市としっかりと連携して安心安全な施設になるようお願いしたいということをつけ加えていただきたいと思います。

##### ○委員（宮内 博君）

既に議案処理がなされたんですけど、これは委員長に申し上げておきたいというふうに思います。今回のこの陳情書の提出に当たって、委員長から提出者に陳情書取下げの要請があったということでお聴きをいたしました。代表者の方のところに、取下げの書類までお持ちして取下げてくださいというふうをお願いをしたということでもあります。憲法で国民の請願権というのはこれは保障されている問題です。それを受けて、議会がしっかりその方たちの思いを議論して、そしてその政策に反映していくというのが二元代表制の機関である議会の役割であります。そのところをやはりしっかり踏まえて対応をしなければいけないというふうに思うんですね。しかもその当の文教厚生委員会の委員長が自ら陳情者のところに足を運んで、そういうお願いをするというのは、これは陳情者の方たちからもとんでもないことだということで、議会への批判として私どものところにもそういう声が寄せられているところです。ですから、ぜひ、委員長という役割はどのような役割なのかということをしっかり踏まえていただいて、委員長という立場にある方がそういう行動をするというのは、委員会の代表者がどこからか依頼をされてやったというふうに誤解も生みかねない、そういう問題でありますので、しっかり受け止めていただいて、今後の対応を改めていただきたいということは申し上げておきたいと思います。何かコメントがあれば。

##### ○委員長（平原志保君）

その件に関しては、私のほうがあちらの代表の方にちょっと相談しに行ったというのがあります。なぜそちらのほうに行ったかといいますと、今回、御希望どおりのあちらの陳情者の願いどおりのものが通るだろうということで（国保税）引下げということのほうで、執行部のほうから出ましたので、一応それで陳情の目的はそこで達成されるのかなと思ひまして、一応通りますよという、通るでしょうということでちょっとそういう話を持っていったところでした。取下げというふうに言ったのは、もしここで反対が出て、反対のほうが多いということをちょっと心配したところでした。議案のほうでは、賛成で通ったとして、今度こちらのほうで反対が通ってしまったときに、どうなるのかなということでそういうこともあり得ますよということの話で。もしそういうことで取り下げるならばこういう書類がありますよということで、日程的なものがなかったもので一応お持ちしました。でも、どうするかはあちらの判断なわけなので、別にそれを強要したわけではありませんし、こういうふうになっていますということだけだったので、そこまで問題になるようなことではないかと私は思いました。一応、陳情者のほうに不利益にならないようにというような思いがちょっとあったところでした。

##### ○委員（宮内 博君）

やはり国民は、憲法でこの請願権というのは保障されているんです。それを受けて、議会が国民の要求や願いをどう実現するのかという立場に、やはりしっかり立ちきることではないとですね、二元代表制の機関としての役割、果たすことは出来ないんですよ。だから、やはり今後、非常に議会の不信につながるようなことになりかねない問題でありますので、やはり委員長として取るべき行動ではないということはしっかりわきまえていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

○委員長（平原志保君）

今、宮内委員から委員長としてのほうの立ち居振る舞いのことの指摘を受けましたけれども、その辺に関しては今後ちょっと気をつけたいと思います。決して、二元代表制、市民の方々の御意見を無視するような意味合いでやったわけではなく、陳情者の方たちの不利益にならないようにというふうな思いからでございました。今後気をつけたいと思います。

○委員長（平原志保君）

ほかにないでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは委員長報告については、ただいまの御意見を集約して報告することとし、文言については、委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

以上で審査を終わります。

#### △ 所管事務調査について

○委員長（平原志保君）

次に、閉会中の所管事務調査ですが、何か御意見はありますでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

なしということで、また何かありましたらお伝えください。以上で、閉会中の所管事務調査については終わります。

#### △ その他

○委員長（平原志保君）

次にその他ですが、委員会の委員の皆様から何かございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、本日の日程は全て終了しました。本日の委員会を閉会します。

「閉 会 午後 2時08分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

霧島市議会 文教厚生常任委員長

平原 志保